

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成25年12月18日（水曜日）

経済建設委員会

平成25年12月18日（水曜日）午前9時00分 開会

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、環境部、建設部

第175号議案	「質疑・討論・採決」
第176号議案	「質疑・討論・採決」
第177号議案	「質疑・討論・採決」
第178号議案	「質疑・討論・採決」
第179号議案	「質疑・討論・採決」
第180号議案	「質疑・討論・採決」
第181号議案	「質疑・討論・採決」
第182号議案	「質疑・討論・採決」
第183号議案	「質疑・討論・採決」
第184号議案	「質疑・討論・採決」
第202号議案	「質疑・討論・採決」
第204号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

- (1) 女性農業者の農業委員登用に関する要望書 「討論・採決」
- (2) 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」を求める陳情書 「質疑・討論・採決」

3 閉会中の継続審査の申し出

出席委員（6名）

委員長 滝川健司 副委員長 白井倫啓
委員 打桐厚史 山崎祐一 山口洋一 夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

説明のために出席した者

産業・立地部、環境部、建設部、作手総合支所地域整備課の副課長

参考人 本多克弘

参考人の補助者 小林留春

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 遠山広美

開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 ただいまから、経済建設委員会を開会いたします。

本日は、12月16日の本会議において本委員会に付託されました第175号議案から第184号議案、第202号議案及び第204号議案の12議案、並びに議長から送付されました陳情について審査をします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第175号議案 新城市地域産業総合振興条例審議委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 この議案のよしあしを決めるのは、結局この委員の構成、委員会次第だと思うんですが、この委員構成についてお尋ねします。

ここに4条に学識経験者等、内訳があるんですが、この基準ではなくて、例えば年齢層あるいは男女比、女性の登用というような観点で委員会構成をどういうふうに想定されているのか伺います。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 ご質問いただきました委員構成でございますけれども、まず市長のマニフェストにございました各種業界というか、産業界の区分に従いまして委員のご依頼を予定しております。

主には学識経験者というのは、大学で経済等をご担当の大学の先生にご依頼をしたいというふうに思っております。

それから各種業界につきましては、それぞれの業界団体、例えば商工業であれば商工会等の業界団体を予定をしたいと思っております。

それから年齢等でございますけれども、公募の委員を一応、お二人予定をしたいという

ふうに思っております。そのうち、お二人は一般公募と、それからできれば市長が薦めたいというふうに思っております若者政策の関係で若者枠というのを設けていきたいというふうに思っております。

それから男女比でございますけれども、各業界団体にご依頼をしていきますので、その女性の登用ということも含めてご依頼をしていきたいと思っておりますが、人選についてはそれぞれの団体にお任せをしたいというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 続いて伺います。

この今、市長が認める者というところで、若者枠をというお話だったんですが、これは女性枠をというようなお考えはないですか。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 女性枠というのも検討をしたいというふうには思いますが、一応、今16人という構成の中では一般公募委員を2人というふうに予定をしておりますので、女性枠という形ではちょっと難しいかなというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 もう一点。学識経験者、大学教授とあるんですが、通常はこの東三河圏内というか、豊橋にある、はっきり言うと技科大と愛大、創造大等だと思うんですが、思い切って県外に出て静岡のほうで依頼するというそういう考え方はないですか。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 まだ具体的にはご依頼はしておりません。ただ、今現在、新城市と愛知大学の間で連携協定というのが現に存在しております。まず、その連携協定に基づいて、ご依頼をしていきたいなと今は考えております。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、他の今までやってきたような計画と大体、大学のその座長を務められると思うので座長と事務局から出してくる資料をつけ合わせて大体のひな型をつくっていくパターンだと思うんですが、従来の計画と似たようなものしかできないように思うんですが、その辺はどういうふうにチェックしていかれる考えか伺います。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 地域産業の振興条例というのは本市では初めてつくるわけでございます。

ただ全国的に、その産業関係に関する条例制定を先行してやられている団体がございますので、そういった先進事例等を調査しつつ、その考え方等を審議委員会にご提示しながら、議論を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山崎祐一委員 終わります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 市長マニフェストで振興条例をつくるというそのスタートに立った条例になるわけなんです、新都市の産業の今の状況というのは大変深刻になっていると思うんですね。

今、山崎委員のほうからも、従来の計画と変わらないんじゃないかという心配の声が出ました。私も条例というものは、どこかのものをまねして持ってきて、それで地域が変わるといふ条例というのは非常に難しいというふうに思っています。

この条例をつくるにあたっての委員選定も委員の皆さんに考えてくださいという形では、この条例の委員会というのは機能を果たさないうると思うんですが、やはり委員会を構成するに当たっては新都市として委員の選定から含めてどういう産業を骨格にしていくかという

方向を示すべきだというふうに考えていますが、庁内では新都市の産業の骨格をどこに置こうと考え、その考えを伝えた上での委員構成にしようとしているのかお伺いします。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 新都市の産業につきましては、非常に広い分野で多くの産業界の皆さんがご活躍でございます。そういった産業界の皆様の方の考え方を審議委員会の中で出していただき、市としても進めていきたいということもございますので、そういったものを事務局から出しながら議論を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今、事務局から提案しながらという話があったんですが、その提案が今回、重要になると思います。

産業は多岐にわたるといふのは、どこの町でもそうですが、総花的にやった結果として元気になるというのが今の現状なんです。新城の資源が何なのか、資源をどう生かしたら産業が新城の中でできるのか。この方向をちゃんと示さない限りは、条例委員としても何を議論していいか出発点がわからないと思います。

もう少し具体的に提案の内容をお願いします。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 条例に関する一般質問でもご答弁をさせていただきましたけれども、産業別のそれぞれの施策の進め方につきましては、今まででも各分野で基本計画というのを策定しております。

一般質問でもお答えをいたしました、今までの新都市の産業の在り方として、それぞれの産業分野別の基本計画がございましたけれども、その基本計画間に連携が少し薄かったのではないかとこのように思っております。

今後、審議委員会の議論にもよりますけれ

ども、そういった連携をどういうふうにとっていくかということについて、なるべく議論を発展させていただけるようお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今のご答弁の中の連携の問題、このところに大きな問題があると思うんですね。なぜ連携が取れないかというふうに私自身が考えますのは、新城市の目指すべき産業形態、産業の方向がないから連携をどのように取ったらいいかわからないんじゃないかと思うんです。その連携が取れなかったという、その分析をした上で委員会構成を、委員会への提案をしていくべきだと思います。

なぜ連携が取れなかったのか。どのように分析されてますでしょうか。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 先ほど申しましたように、基本計画ごとに新城の施策を進めてきたというふうなことがございます。

連携の方向性について分析をとということでございますけども、それについては当然、市側としての分析もお示しをしていきたいと思っておりますけれども、産業界からのご意見もいただきながら意見を集約していきたいというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 やっぱ曖昧な形で委員構成をしても、委員が何を議論していいかわからない。新城市の方向を明確に示してスタートするというにすれば、かなり効果的な議論になるというふうに思っています。

率直に私自身が思っているのは、新城市がまず産業構造で連携を取るのには観光しかないと思っているんですね。観光からどのように産業をつくっていくのか。こういうのも一つの視点として考えるべきではないかと思うん

ですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 大変貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。それぞれの各産業界の皆様の中では、いろいろなご意見があると思いますので、そういったご意見を審議委員会の中で出させていただきながら、議論を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第175号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第175号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第176号議案 新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

夏目委員。

○夏目勝吾委員 2点ほどお伺いをいたしましたと思います。

まず第1条に産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防あるいは調整を図ることを目的というふううたってあるわけですが、これは現にご承知のとおり、企業団地への進

出企業を見据えた中での条例設置ということになるわけですが、早い時期からこの問題はわかっていたんですが、この施行時期というのが4月1日というふうになっておりますので、これ以前に、ここに書いてあるようないろいろな諸問題等々が発生した場合に対応というのは、これとの整合性をどういうふうにお考えしているかお伺いをいたしたいと思えます。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 この条例につきましては、特定の事業者、事案等に対して設定するものではありません。一般的な事案について定めるものです。

6月以降はそういった事案等が出ております。以降、設楽町において同様の条例が策定をされ、それによりまして本市でも必要であるということから進めてきたものです。

以降9月にパブリックコメントをさせていただき、それ以降、環境審議会こちらのほうでご意見をいただいた上で今回の条例の上程ということになっております。

それから時期につきましては、この条例については一定の期間の周知期間が必要であると、そういったことから3カ月間程度おいております。

この現行の法令、規制等によって既に用地の確保だとか、事業計画、資金調達等を進めている事業者にとってはこの条例によって手続きだとか、説明会の開催、環境保全協定の締結等、相応の期間を要することになります。

この条例の施行によって事業の開始が遅くなるというような不利益が生ずることが懸念をされます。

こうしたことから3カ月の周知期間を設けて施行したいというふうを考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 この条例が6月ごろからの、具体的にはタナカ興業が進めているというふうにはお聞きしているんですが、12月12日の中日新聞でも10日に説明会が行われたというような記事も載っているんですが、きっかけが具体的に新城市で進み始めているということから考えていきますと、より身近なところでの条例の議論をする必要があると思えます。

そのためには、具体的に今、進められようとしている業者の動き、これまでの動きについて時系列で説明をしていただいて、各委員がその経過を確認した上での議論に入るべきだと思いますので説明を求めたいと思えます。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 それでは一連の事業者、今、タナカ興業と言いましたので、その事業者の動きということで話をさせていただきます。

少し長くなりますが、いいですか。

まず、タナカ興業が平成24年の5月に立地課のほうに来庁をしまして、新城南部企業団地の進出を検討しているということで、これはもうご承知のようにケンメイの跡地を取得したいということでございました。ですので、この時点では取得をしていないということでございます。

同じく6月5日に立地課へ再度、来られまして食品残渣を堆肥化する産業廃棄物の中間処理施設を計画していると。市の指導があれば伺うということで来られております。

6月12日にタナカ興業から依頼のあった設計業者が来庁をして立地課で対応しております。

6月13日にタナカ興業から依頼のあった設計業者が来庁して同じく立地課で対応しております。

市の動きとしては、その後、この土地を取得していない段階でタナカ興業へ進出に賛同できないという。こういうことで文書を市長

名で発送しております。

年が明けまして25年の3月にケンメイ跡地の競売の広告があり、4月に競売の開札ということでタナカ興業が取得をしたということでございます。

4月24日ですが、タナカ興業がケンメイ跡地の売却を決定し、設楽町の名倉の産廃施設計画、住民が反対署名をして町長へ提出との報道が、この時点であったわけでございます。

5月28日ですが、黒田にて峰野県議が区民へ説明を、ケンメイの跡地をタナカ興業が取得したというようなことを話をしております。

6月17日に一畝田の区長さん、これは八名の区長会長さんですが、黒田の区長さん、八名井の区長さん、中西市議さんが来庁いたしまして、企画部理事と、これはいわゆる地域振興事務所のほうの関係、地域自治区との関係でございます。と環境部で対応し、実はその産業廃棄物の反対のビラというのを、そのころ配布をしようということでおりました。

そしてタナカ興業のほうでも、社長が6月18日その次の日ですが、立地課へ来られまして事業計画を説明し、今後、県へ産業廃棄物処分業の許可を申請する予定だと。建屋は密封し、脱臭装置を設備すると。説明会については検討すると。市の環境部へも相談しに来ました。

6月20日です。そのビラについての対応を市のほうで検討しまして、ビラについてはまだ、どういう設備をするのか、どういう業をするのかと、わからない中で反対というビラについては、ちょっと、少し控えてほしいというようなお話をさせていただきました。

6月24日にそのことを受けて、区長さんたちがお話をしましてビラについては当面、配布をしないということで決定をいたしました。

6月26日にタナカ興業から依頼のあった行政書士が訪ねてまいりまして、これからこういった事業をやりますよというようなお話をしに来ております。

県のほうでは、この私ども、県の許可権限でございますので、県ともお話をさせていただいて6月26日に同じ行政書士が県にも来ておりますので、そういったことの情報交換をしております。

次に同じく6月26日に、立地課長からタナカ興業社長へ電話をして細谷にある工場を見学させてほしいということで依頼をしましたが、その次の28日に細谷の工場の見学については、ちょっと待ってくれということでタナカ興業からの話があったので、それを地元のほうに伝えました。

7月に入りまして7月6日に、それぞれの部で話し合まして企画部、産業・立地部、環境部で対応して八王子市への視察希望を地元のほうから受けまして、八王子はそういった食品残渣の施設がありまして、そこが稼働したんですが、かなりの悪臭が出て、そして稼働中止になったという例がございますので、そちらのほうに視察に行きたいという旨の申し出がございました。

7月30日に、こちらのほうから豊田市と八王子市、豊田はもう同じような施設、脱臭装置がありまして、そちらのほうへと八王子市の視察について地元の区長さんたちに視察へ行くということについての話を協議をしております。

8月23日に豊田の緑のリサイクルセンターを視察しております。

9月2日に八王子市のほうのイズミ環境バイオマス・エコセンターというところに行きまして、いろいろな経過を聞いております。

10月になりまして、こちらからタナカ興業に環境保全協定の締結をお願いしたところ、事業説明に来られまして住民説明会の開催を打診したところ承諾をいたしました。この時点で住民説明会を開いてもいいよというような回答をいただいております。

10月12日に黒田の公民館で峰野県議が住民への経過説明をしております。

10月の21日であります、社長との面談内容について市が説明をし、今後予定としてパナソニックのロックウール脱臭システムの導入の事例の視察とか、住民説明会について話し合いを10月21日に行っております。地元区長さんとの話し合いをここでしております。

このときに、タナカ興業の東細谷工場の見学の依頼がありまして、これで再度、タナカ興業に打診をしております。そうしたところ、タナカ興業からは視察についても、いいですということで、実は明日、12月19日に東細谷の工場に見学に行くということになります。

それで11月1日になりまして、タナカ興業社長が事前のということではありますが、県に産業処分業許可の事前申請と、許可の申請と同じ書類を事前に県に見てもらいたいということで、県のほうに提出をしております。これが11月1日です。ですので、このときに初めて、どういう建屋でどういう装置を設置するかということが、この中でわかりました。

11月12日でありますけれども、地元の区長さんとの話し合いをしまして、区としても要望書を出したいということで、市のほうと話をしまして、どういう要望書にしようかということで、要望について二つの要望をしようということで、一つには権限が県にありますので、指導権限の許可がある県のほうに、これから申請書が出た場合に、きちんとした審査をしていただくような要望書を県に区のほうから出そうというようなお話と、もう一つには環境保全協定につなげるようなものをタナカ興業のほうに要望書として出そうというような二つの要望の話がありました。

それで11月29日に、その要望書について八名地区の住民に対して要望書、これは県への要望でございますが、要望書の署名がここから始まったということでございます。

それで12月10日に八名の区長全員を交えてタナカ興業が説明というか、どういう業をしてどういう装置をつけるかというようなこと

の説明会を行ったというのが12月10日でございます。

明日12月19日に東細谷の視察をして、その足で豊明にある同じような脱臭装置をもつ豊明の施設に視察をするということになっております。

この間、この条例の趣旨である地元への説明会と環境保全協定につきましてお願いをしてきましたところ、今のところ、やりますということで、第一段目が区長への説明会であったわけですが、これから地元住民の方への説明会。それと環境保全協定を締結をしていくというような流れで今おります。

以上です。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 今、それである、経過については説明を受けました。それで今のお話の中だと、24年の6月20日に市長のほうから進出についてはいかがなものかというような回答をしています。

それで、年があげまして、本年25年の3月には入札を行い、競売で無論、落札をしたということでありますが、この年の25年の6月6日付で中日新聞には設楽町名倉地区における云々、設楽町議会がその当市と同じような条例を上程をして施行していくというようなことになっているわけではありますが、既に24年、1年前にこの状況を確認をしているということだと思ふんです。それで名倉の地区でも、恐らくそういう事案がある中で、住民の方がそういったものはよろしくないよというようなことで判定をされ、条例の制定に至ったということでありますが、では、なぜ新城市はその時点で名倉との調整をしなかったのか。また25年の4月23日には、恐らく入札後でありますので、こちらに見えて市長、副市長とも行き会い、相談をしたいというようなことはあったわけでありまして、もうその時点で多分、設楽町もうちと同様なものを漸進的に条例提案を作成をしていたということ

は、実はもう新聞記事を持っていますので、当時の滝本という総務の職員になりますが、確認をしておりますが、事前につくってやっていたということがあります。

ただし、進出条件が違いますので、向こうは新規の土地を求めてきた名倉。うちの場合は競売物件を落としたというハンディはあるわけではありますが、ではなぜそのときに、繰り返しますが、当市としても対応策はできなかったのか。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 4月の時点でケンメイ跡地の競売開札ということで、実はあったわけですが、私どもが、タナカ興業がどういう業を行うのかというのが、なかなかつかめないということで、一つには産廃処分業の堆肥化ということなんです。堆肥の製品をそこへ置くとか、製造するというような、製造といっても袋詰めするとか、そういった製造をするようなことも、うわさでしたけどもそういったこともありましたし、どういった内容なのかというのが、この時点でわかりませんでした。タナカ興業も、なかなか接触ができていない状況ではありました。

そういった中で、条例については6月から7月にかけて制定しようというようなことは検討しております。ただ時間的に条例を作成し、パブリックコメントをかけて審議会にかけてということになると、9月にはなかなか予定できないのかなというそういったことで、12月には上程をしようということでその間、タナカ興業にはこの条例の趣旨を、条例を出しますよというようなことでお話をさせていただいて、タナカ興業はその条例の趣旨を汲んでいただいて、今この条例の趣旨である説明会と環境保全協定を結んでいただくというようなことになっておりますので、ちょっとこの時間的な制約もあった中での上程ということでありまして、実際タナカ興業が

どういう業を目指して、こちらのほうでどういったものをやるかということについて、詳細にわかったのが11月1日の、いわゆる事前の申請書を出したときに、こういう装置で、こういうふうな建屋でというようなことがわかったということですので、それまでにはタナカ興業にはこの条例についての制定を用意しているということは話をさせていただいております。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 肥料の袋詰めであるとか、原料の置き場程度だと思われたということで、それ以上、細かく追跡をしたというケースはないのでしょうか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 私どもも、ちょっとそこらの情報収集を4月から6月の時点で、タナカ興業も立地課との話の中では少し、どういふものかというような曖昧だったということでありました。タナカ興業もどういふものかというのをしたいのかというのが、なかなか情報を得られないという状況ではありました。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 今の時代ですので、例えばこれは全然違う話なんですけど、金融機関で融資を受けるときに多分30分でわかるんですよ。リクルートかけると。融資先がいいのか悪いのかということが。それと同じように今の時代ですので、タナカ興業という会社がどういった業態で、どのぐらい資本金を持っていて、どういったことを主にやってみえるということは多分すぐにわかると思うんです。

先ほども連携ということがあるんですが、各部局の連携がされてないのではないかなと思います。産業・立地部がよくわかってないからだとか、環境部はまだそこまでいってないだとかいうことですので、こういった問題が起きて、後手後手に回っているということですので。今から時計は戻せませんので、今後こういった事案がある場合には本当に徹底

してやっていただくようお願いをしたい。
こう思います。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 経過を詳しくお聞きしまして、住民の皆さんが心配しているというのは今度の条例によって自分たちの心配している問題というのは払拭できるのかという点にあるんですが、これまで産廃の各地の問題になったところを見ていきますと、結局、新城と同じように許認可権が県にある。県があるので地域では何ともならないという問題があって、地域の人はどうしたらいいのかというような新城でも同じように、今なってしまうているんですね。

今の説明でも条例の趣旨をタナカ興業に説明する、納得してもらうようなことをやるという。今、言ったら非常に弱い立場に新城市がある。環境保全協定もやらない。何でやる必要があるんだと言われてしまえば、それっきりになってしまう。今回、峰野県会議員が関わってくるということになると、県のほうは基本的にもう進める方向になっているんじゃないかというような心配も出てくるんですが、この条例によって住民の皆さんに、タナカ興業は具体的にはここに対応できないかもしれないかもしれませんが、今後において住民の皆さんに安心をしてもらうと。

これからも産廃業者の進出ということに対して、安心してもらうという保障をこの条例の中に、どのように見たらいいのでしょうか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 市は当然、公平な立場というか、中立の立場でありますので、当然こういった産廃施設自体を最初から除外するというか、排除するものではないというふうに考えております。

ですので、中立の立場で仲介をとるということの条例でありますので、きちんとした双方の話聞く場を設けるということも一つありますので、そういったところから話し合い

をするという場を設け、そして説明会というのがそういったところでありまして、環境保全協定というのはそういうことでもありますので、きちんとした作業をしても、これからきちんとしたコミュニケーションがとれるような場づくりというのが安全、安心の一つの担保だというふうに思っています。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今、中立の立場と言われたんですが、新城市というのは市民の福祉増進、市民の生活を守るというのが最優先だと思うんですね。

先ほどの説明の中でも、24年5月に立地課に来庁して実際にその内容がわかったのは次の11月だという話になると、新城市の関わり方というものを、もう少しこの条例の中に明記すべきだというふうに思うんですね。斡旋してだめだったらそれっきり、業者には勧告するけどそれっきり。

そういう業者がこれから出てくる可能性があると思うんです。そのときに新城市は住民と共に最後まで県と協議をする。責任を持って住民と一緒にこの地域の環境を含めて、地域の安全を守っていくという立場に立つという、そういう意思のもとにこの条例は提案されているのでしょうか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 当然、住民の方の環境を守るということでありますので、次の175号議案になってしまうんですけども、そういったところで、まずは仲介をして次にそういう紛争が起こらない。例えば、その業者が断ったとしても、誓約書を出していただくということもあったり。いわゆる当然、業者が拒否する場合があります。

そうした場合には、これは県との話なんですけど、県もこの条例に基づいていろいろな審査をしていく。

県としては、その許可要件ではないんですけど、こういう条例を守ったかどうかという

ようなことも審査をしていくということであり、今回、私どもがこういう条例をつくっているということは、県も承知しておりますので、県の審査も慎重にならざるを得ないかなというふうに思っていますし、県もこのいわゆる勉強会とか、そういうのに来ていただいておりますし、その状況は県の許可権限としてのものを十分慎重に審査していただけるものというふうに思っていますので、私たちとしては、住民の環境を守るということについては変わりはありませんので、次の操業に至っていろいろな問題が出たときには、今までは市はあまり関与しないところでありましたけども、次の条例になりますけども、関与できるようなそんな仕組みをつくったということでございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 最後に確認させていただきませんが、条例175ですね。7は設置後の話になるんですが、75においても新城市は全面に住民と一緒に市民の福祉を守るという第一前提にたって住民と共に業者に対応する、県への対応するという理解でよろしいでしょうか。そういう思いで、この条例が出されたという理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 はい、そのとおりであります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありますか。山崎委員。

○山崎祐一委員 こういう産廃関係の事案はたくさん見てきましたけれども、ともすると後手に回りやすいこういう対向した条例というのは後手に回りやすいんですが、他の市、事例なんか私の見てきた限りは新城市の場合、そこそこと言うか、手際よく、こういうものが設置できたなというふうに私は一定評価します。

一番大事なのは、ここまでというか、この段階、用地取得した段階までくると、ある一

線を超えてしまっているのもう現実的な対応しかないと思うんです。関係者の皆さんにはいろいろな思いがあるので、酷な言い方になるかもしれませんが、一定の段階は超えたというふうに理解します。

そこで市の担当者との事業者と実際、何回ぐらい会ってお話をされましたか。

それについてちょっと伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 環境部のほうでお会いしたのは最初が10月1日です。それ以降、11月1日にお会いしていただいて10日の日ですね。12月10日、説明会と計3回ということになります。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 産廃業者と言葉は悪いんですけど、一定の特有の雰囲気を持っていますので、会うのも嫌だなという感じになるとは思うんですけども、そこはやっぱり押してというか、毅然とした態度で交渉してほしいと思うんですが、こういう問題は過去の事例を見てきても、どれだけ相手と、つまり業者の代表なり、担当者と真剣に話し合っただけの中からの、ある意味親しくなるといって、人間の情なのでそこをどれだけ交わらせて、どれだけの信頼が得られるかということによって変わってくると思うので、これは運用のところも入っていきますが、これは要望ですが、なるべく市の職員、担当の方が事業者のところに出向いて行ってしっかり話をし、新城市のために、地域住民のためにどうしたらよくなるかということで努力していただきたいとそういうふうに思います。これは要望にとどめます。

○滝川健司委員長 質疑にしてください。浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 ありがとうございます。先ほど3回と言いましたけどもすみません。11月22日に行き会っておりますので、直接行き会ってるのは4回ということになります。

それ以外にも電話等で連絡をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。お願いします。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 この間、最初はタナカ興業の社長もなかなか私たちと会うことについては、ちょっと抵抗感があったわけですが、いろいろな経過の中で先ほど言いましたように、説明会も最初はあまりやりたくないと言っていたんですが、それをだんだんと説明会をやりますということによってきております。

ですので、私たちといろいろコミュニケーションをとって、今は田中社長も気軽にと言ってははいけませんけども、こちらのほうに連絡したり、こちらから明日19日の東細谷の工場の見学についても、最初は拒否をされていましたがこちらも快諾をされたということでございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎洋一委員 具体的にタナカ興業の名前が出ていますので、これは豊橋市の市役所の環境部で、きちんとこの会社がどうであるかということは、もうチェックしているはずなので、その辺の連携はどうでしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 この会社は豊橋にあります。そういったことから豊橋のほうの廃棄物担当部署、こちらのほうと確認をとりながら、以前は問題等もありましたけど、今はずっと対処しているとそういった情報等をいただきながら進めているところです。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 ちょっと答弁の内容がはっきりしないんですが、要するにきちんと豊橋市役所の担当課とは連携が取れているよと。情報は事前に十分もらっているよという理解でよろしいですか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 豊橋市のほうと、そういった連携をとりながら行っております。

○山崎祐一委員 結構です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第176号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第176号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第177号議案 新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 先ほどの問題もそうなんですが、必要な事項は規則で定めるというふうになっております。この規則は、今どのような状態になっているのか。その規則については、最終的に誰が確認をして運用を始めるのか。また運用は、先ほどの条例と合わせて本条例は同時に施行されるのかどうかお伺いします。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 規則については現在、準備をしております。条例が成立した後に、規則のほうは市長の決裁により告示をするというようなことになってきます。

施行につきましては、条例と同じ来年の4月1日ということで予定をしております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 市長決裁の前には、どこで、どのようなメンバーで議論されて規則として市長決裁に回されるのでしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 条例の趣旨に沿った規則にということで、環境部において調整を行った上で決裁をとるということになります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 条項の第7条で指導の、何かことがあった場合に市長が指導する、トラブルになったときに云々ということがありますが、設置及びその直接の、この産廃事業に対する管理、監督は県なわけで、具体的には保健所がやっているんですが、この問題と市のいわゆる環境部がやるここの連携及びすみ分けと、この間に新城の直接の保健所が担当としてやるようにするのか。それとも東三事務所まで行って、東三河県庁の、もうちょっと上のレベルで話をするのか。その辺はどういうふうな打ち合わせになっているのか教えてください。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 産業廃棄物に係る許可、指導権限、こちらにつきましては県の新城設楽振興事務所の環境保全課ということになります。

市のこの条例では環境汚染の恐れのあるこういった場合において指導していくということになります。

産業廃棄物、直接の権限という部分は市にはありませんけども、典型7公害のうちの騒音、振動、悪臭。こちらについては、市にも指導権限等があります。

こういった中で県の環境保全課、こちらとの産業廃棄物を担当しておりますので、こちらとの連携を図りながら指導等をしていくということになります。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 ちょっと確認しますが、市には基本的に権限はないわけです。ないというか、条例をつくれれば、ある一定の条例を踏み台にして一定のことはできると思うんですが、そうすると、いろいろな業者との交渉は市の環境課が行くという場合は言葉は悪いですが、竹光を差して交渉に行くようなもので、実際にはほとんど実効性、権限という意味では実効性がないわけなんです、そうすると勢い、県とどういうふうに関係して権限を持っている県の職員をどういうふうに使つかとか、やってもらうかというふうになってくると思うんですが、条例との関係でこの指導云々、具体的にトラブルが発生した場合に、どういうふうなことを想定されているのか。

今の説明だと、ちょっとわかりにくいので、もう少し踏み込んで、例えば市長が東三河県庁の永田副知事に要請するとか、トラブルがあった場合、そうしてこちらが動くとか、その辺の具体的な運用を事例に対する対応というものが必要だと思うんですが、その辺どういうふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 やはり、こういう条例をつくったということで、県の許可、指導も強まるというか、目を開くというようなものになるかと思えます。ですので、私たちとしては、まずは住民からの情報を県に伝える。県もなかなか知り得ない情報も県のほうに届くということになりますし、まずは担当者が両方の窓口ができるというふうを考えております。

県になかなか届かない住民の情報は、市を通してくるというのがかなり多いです。それでこちらから県に報告するという。そして一緒に現場を見るというようなことが、かなりこの間にもあります。そういったものが今回強まるということで、ただ私たちも産業廃棄物の関連の施設でどんなことをやっているか。

どういう業種なのかというのは現実には今、把握されておりません。

それらも県のほうの情報をいただきながら、その業務がどういうことをやっているかというの情報を得ることができます。そうしたところで、私たちもその産廃業者との話をすることもできますし、それを県に伝える。これを事が大きくなれば、当然その東三河の県庁、そちらとも関連してくるということになるかと思えます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 確認します。そうすると、この産廃、この条例2案あるんですが、これが成立すれば施行となれば、その後は市の環境部は県としっかり連携して、言ってみれば二人三脚できちんと対応していくとそういう理解でよろしいですか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 そのように対応してまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 条例文を見てみますと、4条以降の5条からは報告の義務だとか、立入検査、それから指導、勧告、改善命令になっています。5条、6条、7条、8条、9条の第2項までは条文ができる規定ということになっています。それで3項になってから、弁明をすることができるんじゃないかと弁明をしなければならないというような、弁明する部分だけが何か相手に対して有利になっていて、それ以外のものはできるできるできるというような、やらなくてもいいというような理解をするんですが、この提案理由として産業廃棄物等関連施設の運用を指導することにより、市民の健康を保護し、生活環境を保全するために必要であるということであるならば、できる規定でなくて、するするするというようなことにはならないですか。できる規定を規

則に見ていましたけど。規則のほうが強いんですけど。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 このできる規定ということでありまして、これに基づいて行っていくということになります。

9条の3項については当事者にその弁明の機会を違反の事実として公表する場合に、弁明の機会を与えなければならない。ここについては機会を与えるということで表現としては、こういった形になっています。

よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 第5条なんですが、水質検査の報告なんですが、報告をさせることができるとなっているんですが、その前段の検査ですが、検査との中身について新城市として、例えば第三者機関にその検査を行わせるというような権限というのは指導ができるのか。それとも、もうお任せで業者に悪く言ったら自主検査の範囲で済ませてしまうのか。ここの条例については、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 水質検査につきましては、現在、ほかの事業でもそうですが、全て公的な認定機関のものでないとそれは認められませんので、環境測定資格のある業者が行ったもの、業者がするにしても、それは委託して資格業者が行ったものでないと認められないというふうに解釈しております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 ここには水質検査、土壌検査、悪臭検査という、これに関わらず、いろいろな問題が出てきたときですね。そのときの判断はどのように考えて、この条例を提案されたのか。

業者が今の公的機関の検査というそれも嫌だと言ったときに、それで済まされてしまうような気もするんですが、具体的にもう少し

この内容をどのようなところまで踏み込んで条例を提案されたのかお伺いしたいと思いません。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 検査内容につきましては、産業廃棄物の職種と言うんですか、内容によって異なっています。大気汚染に関わる部分もありますし、水質の関係もあります。悪臭等に係る部分もあります。それぞれ内容によって報告等の中身が変わってくるということになります。

それでこの関わるができるということとしております。これに沿っていただけない場合には、弁明の機会を設けた上で公表をさせていただくと。そういった条例であります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員 確認ですが、検査ということになりますと、さまざまな法律に基づいての検査が義務付けられているという理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 ここに出ているものは環境汚染の恐れのある場合ということで、そういった場合に、この条例に基づいて検査をお願いするということになります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 そうしますと自主検査でもいいという理解でいいのでしょうか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 自主検査というんですか、先ほども説明したとおり、資格を持った検査業者に委託をしたその検査結果をいただくということになります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今のご答弁のように、業者が対応してくれるかどうかというその前提になると思うんですが、これも結局、許認可権がないというところからくることになるかとも思うんですが、業者の善意にお任せする。行政としては最大限の対応をするしかな

いという理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 当然、この法的なものもごございます。大気であれば大気汚染防止法とか、土壌のほうでは土壌の法律があります。水質についてもそういった法律がごございます。そうした法律に基づいて、そういった義務付けがあるもの。例えば下水道であれば下水の施設でそういった検査をしなければならないというようなこともございます。

うちのクリーンセンターにおいてもダイオキシンの測定もやっています。それはその法律に基づいてやっていますので、そういったものの担保があつてかつそれを遵守をすることが企業の責務であろうと思います。

私どものほうでは、恐れのある場合という事で、明らかに法律に違反している場合には法的な措置で対処しますし、恐れのある場合にはこの条例でもって県とも協議をしながら対応していくという形になろうかと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第177号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第177号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りします。

ここで陳情の審査のために、暫時休憩をしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** それでは、ここで陳情の審査のために暫時退席していただいて、委員会のほうは継続いたしますが、陳情の審査終了次第、また再度ご入場願います。

その間暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時13分
再 開 午前10時16分

○**滝川健司委員長** それでは、休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

愛知県商工会連合会 会長 森田哲夫氏、
新城市商工会 会長 本多克弘氏ほか34名から提出されました「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」を求める陳情書を議題といたします。

本日は、参考人として、新城市商工会長本多克弘さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として新城市商工会事務局長小林留春さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中、経済建設委員会の陳情の審査のためにご出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表しまして、お礼を申し上げます。忌憚のないご意見を述べていただけますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関してご説明やご意見を述べていただきます。その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、商工会長 本多克弘さん、よろしくお願います。

○**本多克弘参考人** ご紹介いただきました商工会の本多でございます。

このような場を開いていただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

確か、私が会長になって2度目かなと思いますが、やはり白井さんが副委員長のときがありました。それ以後なかったんですが、また白井さんが、ご当選されてこういう形をつくっていただいたりと、大変いい、皆さんに周知徹底していただくという機会の場です。それをつくっていただいて本当に感謝を申し上げたいと思います。

私はよく横へそれてしまうものですから間違えるといけないので、読ませていただきたいと思います。

平素は経済建設委員の皆様には新城市商工会の事業運営につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また本日は、経済建設委員会へお招きいただきましたことを、まづもってお礼申し上げますとともに、先日10月29日火曜日に市議会議長 夏目勝吾様に陳情させていただきました内容につきまして、ご説明の機会を与えていただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

私からは陳情の趣旨を説明させていただきますが、陳情記載の6項目につきましては、事務局長の小林からご説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

愛知県内には57の商工会が設立されており、会員数としては4万人の会員と青年部、女性部を含めると4万7,000余の会員となりますが、今回、陳情させていただきました5項目につきまして、4万7,000会員総意のものであり、6項目めの陳情項目は新城市商工会としての現状であります。何とぞご覧察いただき、これらの決議事項を実現のため特段のご配慮をお願い申し上げます。

以上、私からの挨拶にかえさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○**滝川健司委員長** 小林参考人補助者。

○**小林留春参考人補助者** それでは、私のほ

うから陳情内容をご説明をさせていただきたいと思います。

事務局長をやっております小林といいます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元のほうに皆さんのところに陳情書が配られていると思いますが、商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充ということで、1としまして商工会事業運営に対する財政的支援の維持、拡充ということでございます。

地域中小企業の発展と地域活性化のための日々努力している商工会の事業活動が積極的に推進できるよう安定的な財政支援の継続を要望するというところでございます。

とりわけ商工業振興ということで、私ども、現実には新城市からの助成金というのが1,514万円というものをいただいているわけですが、それから県の財政ということで県のほうから6,800万ということで助成いただいております。あと自己財源としては会員収入、それから特別会計として外国人研修生受け入れ事業をやっているわけですが、そちらのほうの利益を一般会計のほうに繰り入れさせていただき、事業運営を1億6,000万円という3商工会、三つの商工会が合併しましたので、1億6,000万円余の予算ということで計上させていただいております。

こういった中で今、3商工会が合併しまして新城市商工会となりまして、今現在、1,280会員ぐらいが今、在籍しているんですが、年々これが後継者不足、それから少子高齢化だとか、企業化がなかなか進まないものですから財政的に非常に困難を来していくというのが目に見えているわけですが、こういった中で少しでも市の助成金を今の現状維持を目途にお願いをできればということで、陳情させていただいております。これが1項目めでございます。

それから2項目めの中小企業の経営支援の強化ということで(1)中小企業に対する金

融支援策の充実ということで、地域経済の担い手である中小企業が厳しい経済環境の下、懸命な経営努力を続けている中で、中小企業向け金融機能を維持することは極めて重要であると。このような経済環境下で中小、小規模事業者が懸命な経営努力を続けている中で、中小企業向けの金融機能を維持することは極めて重要であるということで、お願いしているわけですが、この項目につきましては6番の項目と併用しますので6番のほうで説明をさせていただければというふうに思っております。

それから(2)経営革新への支援強化ということで、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新は新たな取り組む事業を支援し、中小企業のやる気を喚起させるものであり、中小企業の活性化に重要な施策であることから、経営革新計画の承認、企業に対する助成制度の創設など各種支援メニューなどについて、地域の実情に合った施策を講ぜられるよう要望するというところでございます。

これにつきましては経営革新法というのが現在、平成11年に施行されております。この経営革新を認定を取ると、新たな事業展開をやっていくということなのであれば、それに対する施策というものは愛知県であれば利子補助率だとか、そういったものが大目に見えていただけるという実態があります。

それからあと小規模の設備投資をしようとした場合にも、通常ですと設備投資これは国の施策ですけど、2分の1の補助金ということ、助成金になるわけですが、それが3分の2に受けられるというようなことがございます。

そういった意味でも市において単独で何か、こういう制度を設けていただけないかということでございます。

経営革新については今、現在、愛知県下で高浜市が、これは認定する設備導入資金というものについて、自己資金分の補助金が2分

の1もしくは上限を30万円として補助を受けるといったことが可能になっております。こういったものが、今現在、愛知県では高浜市では取り入れられているものですから、新城市でもこういうものをしていただくとありがたいなというふうに思っております。

現在、今年度でも経営革新、私ども、これは愛知県の産業労働部のほうの直接の申請になって、そこで承認を得るということになりまますので、そういった意味でも私ども今年度も3件は経営革新の承認にお手伝いをさせていただいているということでございます。

そういった中でも、そういったものが少しでも中小零細企業の方に有利になるように事業運営がうまくいくようお願いできればということ陳情させていただきました。

それから(3)につきましては、中小企業の防災対策への取り組み支援ということでございます。これはたび重なる自然災害を踏まえて、中小、小規模事業所において非常に防災対策意識が高まっていると。中小企業活動における防災対策への取り組み、特に商工会、地域における小規模事業所にとってはコストの問題など、生産面から設備投資などについて非常に費用負担が重荷になっている現状であると。ですから防災対策の取り組み支援をするためにも中小、小規模事業者の機器、器具の導入を促進するため助成金制度、耐震化が必要な事業所などへの補助制度の創設をお願いするものでございます。

それから大きい3番につきましては、官公受発注における商工会員への優先した受注機会の確保ということでございます。地域経済の活性化の観点から適正な価格にある地元中小企業、とりわけ商工会会員を優先した受注機会の確保、拡充、拡大など特段の配慮を要望をお願いするものでございます。

また指名競争入札についても、過去の実績の有無にかかわらず地元商工会員を指名対象事業者に優先的に選定していただけるようお

願いするものでございます。

それから4番につきましては、地域全体の事業者による地域貢献を推進するための条例制定でございます。従来から個店、担保の店、それからスーパーやコンビニエンスストアなどチェーンストア及び大型店が地域社会の発展を担うべき事業者として互いに連携、共同し、地域のコミュニティーを再生と活性化に貢献していくことが望まれる中、大型店等の立地が地域社会に与える影響を鑑み、地域全体の事業者による全体バランスを見渡したまちづくりの検討が急務であります。このため、立地市町村が果たすべき役割として、当該市町村に大型店等を立地するものに求められる役割を明らかにすることは不可欠であります。

よって市町村は、従来から個店はもとより大型店等を設置する者が当該地区商工会並びに行政と連携し、地域社会の健全な発展に参加すべく、大型店等の積極的な商工会への加入を促進するための基本条例の早期制定を取り組まれることを要望するということでございます。

これにつきましては、国のほうであれば古い話になりますと、中小企業基本法によって一つの中小企業の振興に対する方向性が示されております。

それから愛知県においても、24年10月に中小企業基本条例というものを制定させていただきました。

それから市町村につきましては、先ほど申し上げました高浜市で高浜産業振興条例というものを制定していただき、25年1月1日に施行されております。

それから知立市につきましては、知立中小企業振興条例というものを作成させていただいております。これも25年4月1日に施行されております。

両市町村とも、その中の一項目に一つの項目とすると、高浜市、知立市で中小企業事業者は中小企業に関する団体に加入するよう

に努めるとともに、中小企業に関する団体が地域及び中小企業の振興を図る事業を実施する際には、当該事業に協力するよう努めるものと記載されております。

一つの条例の中にできるだけ商工会に加入をしていただいて、地域のいろいろな振興に役立ってほしいということがうたわれているものですから、新城市の市議会におかれても、こういった条例制定をお願いしたいと思えます。

それで、これは条例とはちょっと違うんですけど、中小企業基本法、最初の冒頭に申し上げましたように、これは38年に施行されております。それで今、国会のほうで中小企業と言うと、中小企業基本法で3億円以下の資本金、それから300人以下の従業員とか、そういった商業、卸、サービス業と分けられています。

その基本法第2条の5項に小規模事業者というのがうたわれております。これは小規模事業者というのは中小企業基本法ですと、おおむね方向性を示されてくるのが100人とか、200人という中小企業者を対象の振興策が講じられるんですが、小規模事業者という5項に記載されている製造業であれば20人以下、サービス業、商業であれば5人以下の企業というのが小規模事業者という言い方をしているわけですが、こちらのほうの、なかなか振興策が見い出していただけないものですから、今、全国商工会連合会、全国の商工会の連合会なんですけど、ここを上げて国会のほうに小規模企業基本法を作成するように、今、陳情を行っているところも参考までをお願いをしたいというふうに思っております。

何はともあれ、こちらの新城のほうでも条例を制定していただくとありがたいなというふうに思っており、こちらのほうに提示をさせていただいております。

それから5番につきましては、商工会組織存続に対する配慮ということで、商工会は地

域の小規模事業者を対象とする経営支援事業が主たる役割であり、地域密着型の巡回訪問の強化、拡充を徹底し、小規模事業者を抱える悩みや課題などの洗い出しと解決に向け、積極的に取り組んでいると。さらに地域づくりや地域コミュニティの中核として、地域を支える活動を展開することで、商工会の果たす役割は地域になくてはならない存在として従来にも増して、ますます必要とされているというようなことで、こちらのほうにつきましては全国、これは愛知県の商工会連合会と共催してやっているものですから、新城の場合には直接はあまり該当しないかと思いますが、一括の陳情書という、愛知県下一括の陳情になりますので、こういったものを掲示をさせていただいているということで、お願いをしたいと思います。

それから、最後ですけど6番。先ほどの金融という中で言ってきたわけですが、リーマンショック及び東日本大震災、長きに渡り景気の低迷が続く中で、昨年来の政権交代により景気の上向き傾向にあります。ただ、まだまだ中小零細企業の小規模事業者には景気の向上感は反映されておられません。

小規模事業者にとって経営の安定には、資金繰りの安定化が欠かすことができませんが、借入金の利子金利負担は零細事業者にとっては決して小さいものではありません。新城市商工会へ金融相談に来られます小規模事業者の借入先は、日本政策金融公庫の融資制度を活用する小規模事業者が多い中、東三河地域の市町村では融資先であります愛知県保証協会の融資制度のみならず、日本政策金融公庫の融資制度の利用者に利子補給される状況であります。

何とぞ、本市におかれましても小規模事業者の振興を図るためにも日本政策金融公庫の融資制度、マル経融資金の利用者への借り入れ時により1年間の支払利息50%の利子補給をお願いするものでございます。

これは冒頭にも述べましたように、東三河の8市町村は新城以外は借入先であります愛知県保証協会、それから日本政策金融公庫。新城以外は両方の利子補給を実施されております。新城は現在、新城市の産業・立地部の商工課のほうにおいて、愛知県信用保証協会のものにつきましては利子補給をされているわけですが、日本政策金融公庫の利子補給はまだされていないものですから、できればこちらのほうの利子補給についても、ご配慮いただければ両方、東三河8市町村の同一歩調が取れるのかなというふうに。

それから私どもの会員であります零細企業に対する運営も楽になるものですから、ぜひともこの面、お願いを申し上げたいと思います。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○滝川健司委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申しあげますが、参考人は委員長の許可を得てから発言をくださるようお願いいたします。

また、委員に対しては質疑をすることができませんのでご了承をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 新城市でも、今議会に新城市の地域産業総合振興条例というのが提案されまして、その振興条例をつくるという委員会の委員の条例が出ております。新城市としても、やはり今の状況を黙って待っているわけにはいかないような状況になってきています。先ほどもその審議がありまして総花的に、あれもこれも何でもやりたいというのではだめだと。新城市として、まず振興条例をつくるにあたって、その委員の皆さんには

新城市の産業の将来の骨格は何だということ、ぜひ示してほしいというような議論をさせてもらいました。

その点から考えていきますと、ぜひ商工会側からも、この内容それぞれについて必要なことだと思います。

これから委員会も、私は4年ぶりに戻ってきて、かなり委員会も変わってきているという感じを受けております。議会もできるだけ議論を中心とした議会に、政策もつくってこういう流れも出てきておりますので、商工会の皆さんからも新城市にこういう政策、こういう方向で動こうじゃないかという大きな提案をいただきたいというふうに思いますが、そういうような議論というのは、商工会の中では何か動き出しているようなところはありませんでしょうか。

○滝川健司委員長 小林参考人補助者。

○小林留春参考人補助者 今の質問でございますけど、私ども商工会組織としては総務、財政、事業委員会という委員会をつくっております。そういった中で、事業委員会で実は、そんなに大それたものではないんですけど、これで新東名の新城のインターチェンジができ開通するものですから、それに向けて新城という地域を、どういうふうに産業も、例えば今までやっている川下である豊川、豊橋ということになるわけですけど、これが要は新東名が開通することによって浜松、それから西三河豊田方面まで、本当に近い距離になってくるという中で、一つ方向性というのか、その議論もしましょうよということは今、話しております。まだ具体的な計画、施策ということはつくっておりませんが、そういう話の場をつくり上げつつあるということでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 この陳情は商工会としてあるんですが、東三河の、例えば広域連合的な考え方、広域行政的な考え方にたつと3市町村が合併して三つの商工会が一緒になったという、こういう時点を踏まえて会議所への意向なり、発展的な考え方というのはどんなふうな形で今、議論されているのか。

ここでは、あくまでもベースは商工会でお願いしますということなんですが、一步踏み出してと言うか、その辺どうなっているのかお話しいただければありがたいです。

○滝川健司委員長 小林参考人補助者。

○小林留春参考人補助者 今、ご質問のありました会議所への意向ということでございますが、これは一つは商工会法と会議所法とは別のものがあります。それで会議所というのは広範で見られるわけですけど、新城という1市町村に一つの商工会を持ちましょうというのが商工会法でございます。

そういった中で、今現在、私ども新城市の商工会として、どこかの会議所に加入していきましょうということは今、考えておりませんし、そういうものも毛頭ありません。一つの市町村において一つのものという解釈をしております。

以上です。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 確認させていただきます。

新城市の中で商工会が今一つになったわけですが、これは新城市ではなくて新城商工会議所として移行するという考え方は全くないんですか。

○滝川健司委員長 小林参考人補助者。

○小林留春参考人補助者 今、要は会議所に格上げしていくということでございますね。今のところ、これは会員の実態調査、例えば統計数字じゃなくて自分たちの足で会員だとか、事業者の実態調査を進めていくということが大前提でございます。会議所になるには、その事業所の、私も会議所法まで読んでない

ものですから、はっきりお答えできないんですけど、その何%以上の方が加入するというのも、つかまえていかなければいけないというふうに思っております。今、現状では、まだそこまでの考えはないということをお願いをしたいと思います。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 今、いきなり会員の云々という形で各論の話に入ったんですが、三つの商工会が合併して一つになったということ。それから先ほども言われましたように、新東名新城インターがこれで開くよと。そうすると大きくいろいろな物流から、いろいろなものが変わりますよね。そうした場合に、市の顔として経済界として、新城市商工会ですよと言うのと、新城会議所ですよと言うのでは大分、対外的にインパクトが違うと思うんです。

従って、そういう会議所に移行していくような努力をすべきだと私は思うんですが、その辺、全く動きがないのか、総論的な形で結構です。各論に入って、こういう問題があって、こういう問題が苦慮しなければならないという、だからできないよということではなくて、総論的な段階で結構ですので検討したことはあるのか、検討していこうと思ってるのか。そのあたりを聞かせてください。

○滝川健司委員長 本多参考人。

○本多克弘参考人 実は、副会長になったときに、会長に就任したのが山崎さんが言われたようなことを同じことを言いました。新城市は合併して新城市になったわけですね。長野県、岐阜県、隣の県を見ても、市と名がついたら商工会議所なんですよ。駒ヶ根でもそうです。市と名がつくところは商工会議所になっている。恵那もそうですね。岐阜でも。新城より小さな市でも。市と名がつけば全て会議所になっているのに愛知県、この新城市と名がついて相変わらず会議所にもなってない。会議所にしようという努力もしていない。

それはなぜかと言えば、企業規模が小さい、零細企業者が多いと。それだけの会費を払えないと。会議所となると会長は数百万円払う、年会費あるいは100万円とかいう金額で、副会長は50万円とか。

私も会長になったときは、これはやっぱり会長なりの会長で、要するにいろいろな場面でただ飯を食べるといふ機会が多いわけですが、私は会費を上げます。会費ならば経費で落ちるんですよ。だから会費上げましょうというふうに、皆さんに言ったんだけど。税務署は認めてくれるんです。ほかの領収書は一切、認めません。特別会費も認めません。商工会でも特別会費だと何か取られるんだけど、これは一切認められないんですよ。

だからまとめて商工会費としてやれば、全て経費として認めていただくわけですから、私が前になったときに50万円に値を上げたときに批判を浴びましたけど、副会長が30万円と。一般の理事も上げてくださいと。こういう形で率先垂範しましょうという形を取ったんですが、大変いろいろな批判も浴びましたけど。今回合併に関しても、50万円では会長なんてなり手がなぞなんて下げるようになりました。下げることが条件ということで合併した。経済活動が、経済人が情けないじゃないかと言って僕は思うんですが、表立っていることは言えないんで。

だけど、ちょっとそれは新城市として情けないではないですかというふうに思います。それだけの、いわゆる企業規模が小さいと、まだまだ。

あくまで商工会も会費が大きな財源になっているんですね。だから会員の獲得、今、どんどん脱退者が増えています。いわゆる後継者難であり、零細企業、商店が大型店舗に負けてやめていくという、そこでどうするかと、どうしたらいいかということで、私も軽トラ市というのをやろうということで、いろいろ弊害がありましたけど、日本一に一応なりま

した。日本一の軽トラ市になりました。

それで新しく若者と企業家を生むために始めたことなんですよ。商売というのはおもしろい。若者がどんどん出てもらいたい。そういう人たちには、どんどん支援しようじゃないかというのが私の基本的な考えです。

ところが今の軽トラは、よそから来る人が結構ありまして商売上手だと。要するに、だめだだめだと言って新城を出さないんで、だめだと言わずに、なぜあの人たちはうまくやっているんだろうと。そういう勉強をしてくださいと。なぜあの人たちはうまくやっているんだろうと。そこにヒントが見える。うまくやっているところを、やり方をまねすればいいんですよ。それが早道なんです。

そういう意味で企業家を増やして、会員の加入を図りたいんですが、ただ先ほどお話が出てるように、コンビニだとか、バローにしても。ユニーは入っている。いろいろな大型店舗が入ったために商店街がシャッター通りになったことは間違いないわけですから、こういう人たちが商売する以上は商工会の会員になってくれと言うんだけど、なってくれない。

これはそのために、やっぱり条例というのをつくって他の町では、商工会ではつくって会員の加入になっています。資本金に応じた会費というのがあるわけですから、それ相当の新城で商売をする商店の人は、コンビニだとか、いろいろなものを含めて支店であろうが、会費を払ってもいただくというようにシステムにどうしてもしていきたいというために、この条例をぜひお願いしたいと。こういう考えで提案をしたい。

会議所になれない理由というのは、ちょっとまだまだ、そう意味で新城商工会は非常に弱体。合併によって、またちょっと難しいところがあるんです。非常に難しい。3商工会の合併というのは、やっぱり企業の格差もありますから、どこにレベルを合わせてやって

いくかということがあります。

そういう意味で、ちょうど今、商工会が合併して間もなく軌道に乗る過渡期だと思えますが、幸い小林留春局長は産業労働部の県庁の本庁におりましたので、いろいろな形で改革、改善がどんどんやりやすくなっております。

何にしても新城はこれから、インターがで、東名が通り、軽トラ市も全国サミットをやろうということになりました。

そして河津町との姉妹提携、軽トラの交換とか、いろいろな形で交流会をどんどんやっという。新城ラリー、これをなんとか世界大会に持っていきたいと。これも実現可能なことなんです。とにかくそういう力で、大きな新城の、やっぱり力になっています。それだけ関心があるという。

新城出身の、トヨタの役員になっているのが結構いるんですよ。こういう人の力も借りられます。あなたもここの出身でしょと。滝川さんのいともそうじゃないですか。ジェイテクトの社長になりました、今度。

だから、そういう人材、新城から出て行った人の人材、知恵を借りて。どうも一番いけないのは、何か意見を言うと、いらんことを言ってくれるなというのが多いんですよ、会員の中でも。「あなたの仕事、もっとこうしたらどう」と言うと、いらんことを言うと。

「私は私なりにやってきたんだ」と。

だから、そういう姿勢ではちょっとうまくいかない。ちなみに私は自分で車庫から機械を始めて。機械を買うとき、商工会にお金を借りに行ったら断られた。それが原点です。同じ書類を持って金庫に行ったら貸してくれたんです。今に見てろというのが原点ですよ。

だから、そういう今、若者に対して企業家に対して今に見てろと。夢を持てと。夢を持って楽しむだけなら、だめだよと、いうことは実現するんです。こうしたらできるよというのを、あらゆる機会を捉えて言っており

ますが、言っておると、いらんことを言うなというような、しかられちゃうので。

私も今、いろんなところで講演を頼まれてますけど、新城の人から呼ばれたことは1回もないです。豊橋と蒲郡だけですね。あとは東京、遠くの人ばかりが話に来てくれと言う。新城の人、何でだ。商工会が会員でも聞きたいと言う人がいないからね。あまり言いませんけどね。

やっぱり何のかんのと、うまくやってきた人をまねすればいいんですよ。やっぱり、そういう本当の、ねたみ根性だけでやっていたのでは、このまちはよくなるたないですね。よろしく。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 こういような議論ができるようになったというの、非常におもしろくなってきたなというふうに思います。

今の本多さんのほうから言われたいろいろな夢。この夢を語りながら商工会、具体的に形にしていっていただくというのが一番大きな力かなという思いでお聞きしました。

条例で商工会員を獲得するという事より、今のお話のほう、逆に商工会の皆さんの意識を変える方向かなとなんていうそんな思いでもお聞きしました。

質疑ではありませんが、心強い商工会の夢の一端をお聞きしたというふうに思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑を終了しました。

本日はまことにありがとうございました。この際、暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時55分

再開 午前11時02分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

本陳情についての自由討議に入ります。

意見のある委員は発言を願います。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 趣旨採択の立場で、討論を行いたいと思います。

先ほど、商工会の方の説明をお聞きしまして、商工会の今後の新城における産業を育成していくという思いを十分お聞きしました。

今回、陳情された中身についても多くは理解できるというものでありますが、例えば商工会員を優先した受注機会の確保であるとか、商工会員に条例でもって加入を求めるといったような内容も見受けられまして、これについては現時点で判断するというより、今後、商工会の皆さんとも協議を続けながら、ほかの問題も含めて新城の産業の育成も含めて商工会の在り方も議論していくという意味では趣旨としては今回、賛成できるということで趣旨採択で、今後の議論に期待していきたいということで討論とさせていただきます。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 採択するという立場から討論させていただきます。

内容的には、この陳情書を見る限り、内容的に見てこれが違法、違法というか、おかしいという点はありません。

それともう一点、3市町村が合併して商工会も合併して、これからいろいろなマイナス部分も踏まえて頑張っていこうというそういう立場にあるので商工会を盛り立て振興をし

ていくというそういう立場から、採択して応援のエールを送るべきだと考えます。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決します。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者多数〕

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択とすることに決定いたしました。

続きまして、もう1つの陳情のほうを先に審査したいと思います。

陳情の12の1です。

引き続き、陳情の審査を行います。

愛知県農村生活アドバイザー協会、これは参考人が来ておりませんので、よろしく願いいたします。

愛知県農村生活アドバイザー協会 会長 稲葉さきみ子氏ほか2名から提出されました「女性農業者の農業委員登用に関する要望書」を議題といたします。

本陳情について、自由討議に入ります。

意見のある委員の方は発言をお願いいたします。

白井副委員長。

○白井倫啓委員 女性の登用というのは、非常に大事なことだと思いますが、現時点におきましても議会においては最大限の努力をしているというふうに思います。

今後、地域の皆さんに女性登用ということではお話をしていくことはできるというふうに思いますが、具体的にどこどこで女性の農業委員をつくってくれというようなところま

での話ではできないという点があるかなというふうに思います。

○滝川健司委員長 ほかに意見はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 私はこの要望書は趣旨が理解できるので受け取る、つまり採択して結構だと思います。ただ、代表者が来て説明しないというのは、ちょっと不親切と言うか、そういう点ではやや不満ではありますが、内容的に一律にやっている問題にしる、農業という問題を考えていったときに、やはり今後この枠組みの意味で女性を積極的に登用していくというのは必要なことだし、そうしないとこの行き詰まりと言うか、いろいろな意味で提案はできてもなかなかアクションプランができない今の段階だと、この女性を積極的に登用することが決め手になると私は判断していますので、この要望書については賛成いたします。

○滝川健司委員長 ほかに意見はありませんか。

夏目委員。

○夏目勝吾委員 いろいろな賛否両論があるかと思いますが。

この趣旨の女性農業者の農業委員会登用ということは大変いいことだと思うんですが、議会としては今、議会推薦3名についてはこの女性登用を極力取り入れて現行やっているわけなんです。

そこで地域の農業委員を選ぶ場合に、これは公職選挙法で定められた中で立候補制をとっておりますので、なかなか議会として、例えばこれを女の人を出してくれと言うことになりますと、その地域、地域にやっぱり検討を加えていただかないと、なかなかこの女性登用というのは難しいと思います。

この愛知県農村生活アドバイザー協会の、この稲葉さんという方、あるいは村松さん、今村さん3名がこの要望書を持って見えたと

きもそんなお話をしたんですが、やっぱり持って来られたほうの人もなかなか難しいですねとこういうことなんですよ。

ですから、どういう形でいくかということを検討する必要があると思いますけれども、私は今回の場合は、なかなか難しいじゃないかなと思っております。

○滝川健司委員長 ほかにご意見は。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 先ほどの発言と異なるような発言にもなってしまうんですが、よく読んでいきますと複数の登用をいただきたく強く要望いたしますので、貴職のご理解とご支援を賜りますようお願いいたしますという言葉を考えてみれば、この議会として、委員会としてどんなことができるのか。これをもう一度考えてみたほうがいいのかというふうに思います。

具体的にこういう取り組みができるのではないかというようなここでの議論をもう少し深めたらどうかと思うんですが。

○滝川健司委員長 陳情に対する意見。

○白井倫啓副委員長 例えば、こちらが女性の農業委員をつくってくれ。どこどこ地域は女性を出しなさいということは言えないと思うんですが、ただ委員会として、例えば農業委員会に委員会として話し合いを持って、やっぱり女性議員を増やして女性の農業委員ということで、委員会として女性の農業委員をつくるという方向で各地域の中でも議論をしてももらえないかという程度であればいいのかなということも考えれば、この内容は女性の思いを受けとめる。今回の陳情の方の思いを受けとめることにもなるのかなというふうに。強制はできないけど、議会として動くことはできるのかなとも思います。

皆様のご意見をお伺いしたいと。

○滝川健司委員長 陳情の趣旨は次期農業委員選挙における議会からの委員の推薦に当たりまして女性の農業者を登用していくように

お願いいたしますということなんで、既にこれは議会から女性3名を推薦しているということは、ずっと実施しているんですけど。

今、白井君言われたのは要するに農業委員さんとの例えば我々、経済建設委員会で話し合い等懇談をしたときに、そういった意見を述べるとかお願いするというそういうレベルになってしまうと思うのですが。

山口委員。

○山口洋一委員 農業委員会の15条にあって、公職選挙法に基づく者が何名、それから経済団体から何名、それから議会から出すのは何名というのは決まっているので、今ここで、この3方から出していただいたのは、議会からの委員の推薦というふうにあるので、委員会の中で定めるところの議会推薦になるわけですよ。ということだから今現在、うちはもうやっていることだから。

○滝川健司委員長 夏目委員。

○夏目勝吾委員 今、話が出ているようにこの議会からの複数ということですから、うちのほうはもう3名、委員全員を女の人で出しておりますので複数ということ。例えば一人しか出ていないから、あと二人を女性を推薦してくださいと言うなら、この文面にあうと思うんですが、このところがちょっと。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 あの今、説明を受けてわかりましたが、私、ちょっと勘違いをしておりました。もうこの要望趣旨は達成されているということなので、であるならば、これは不採択でいいと思うんです。別にもう重ねて、そういう陳情要望趣旨が達成されているのに、さらにそれをお願いしますというのは、これはおかしいので、受ける段階で本来は取り下げるべきだと思うんですが、きちんとした審議の経過からしていくと、これはやっぱり不採択にしていけないと、もう達成されているものを、また趣旨採択するというのもおかしい話だと私は考えます。

○滝川健司委員長 それでは、暫時休憩します。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時16分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 不採択の立場で討論いたします。この陳情の趣旨、気持ちはわかるんですが、地域の実情として既に達成されている事案でありますので、これは不採択でお願いしたいと思います。

本来は取り下げさせていただくのがよろしいかと思うんですが、適切な判断だと思うんですが、ここまで上がってきた以上、現時点では不採択とするのが妥当だと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決いたします。

不採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を採択することに、賛成の委員の起立を求めます。

〔起立する者なし〕

○滝川健司委員長 起立なしと認めます。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時22分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、第178号議案 新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 この議案は、市外からの利用者にハードルを高くして排除していこうというか、そういう趣旨の議案だと思いますが、炉の損傷云々というようなお話をちょっと受けたんですが、もう少し議案の背景にあるものを説明していただきたいと思います。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 施設の老朽化ということもありますが、実際一人の方を火葬するのにかかる費用というのが今、24年度現在で4万2,000円ぐらいかかっています。当然、本来ですと市外の方ですので、当分の負担をしていただくというのが本来ということでもありますので、今回値上げということなんですけど、いきなりということではなくて段階的な値上げをしたいということ。

そういうこともありますし、炉は使えば使うほど傷むということもありますので、その修繕費も年々上がっているということで、これを実際に修繕費等まで含めると工事費も含めると、実際7万8,000円ほど24年でかかっているということです。1体を火葬するのに7万8,000円ほどかかっているということです。

それから、本市の炉の数からいって1日の火葬できる数が最大で4人ということですので、市外の方が入ってくることによって、場合によっては市民の方が1日、次の日に遅らせていただくというようなこともありますので、そういうことも含めて、なるべく市外の方はそれぞれの市で行っていただきたいというのが趣旨でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、今、広域行政、広域連合云々ということが言われているそういう前提の動きとの逆行になると思うんですが、その辺の検討についてはどうされましたか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 広域的な意味ということも含めますと、近隣の市町との金額も合わせていった上で、将来的に一体化ということもあり得るということで本市だけが著しく低いものですから、なるべく近隣の市町と近い値にしていくということも含めての今回の改正でございます。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 今、近隣の施設と利用料金を合わせるという話だったんですが、現在の状況はどうなっているのか教えてください。

○小笠原伸吉生活衛生課長 議案説明会のときに資料2をお渡ししておりますが。

○山崎祐一委員 はい、わかりました。結構です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第178号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第178号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○滝川健司委員長 次に第179号議案 新城

市水道事業給水条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今回の一部改正につきましては、消費税アップに関わるものだという事なんです、今、経済状況が上向いていると言っても新城市内においては、まだまだその恩恵が表われてないような思います。

この状況の中で消費税によって、さまざまな生活面でアップが行われてくるわけなんです、公共料金を早速ここで上げるというような状況になるわけなんです、私自身もどうあるべきかと悩むところなんです、今回、消費税をそのまま転嫁しているだけと言えばそれだけなんです、市民の生活を新城市が関係する部分では支えるという点でアップ分を今回抑えるというような方向も考えられたと思うんですが、今回こういう形で早速アップしたという点。

それと近隣市町の状況について、2点についてお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 伊藤水道課長。

○伊藤寿規水道課長 消費税アップについてですが、議会で部長も一応、答弁させていただいたんですが、この消費税の意味が最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税ということでありまして、水道のほうも増加分を吸収できる余裕がないということで、部長のほうから答弁をさせていただいているんですが、実際、消費税については仮に消費税を転嫁しなかった場合、ここで事業者の段階でとめるということについては一応、国のほうも法でそういうことはないよという通達もありますし、仮に消費税を転嫁しなかった場合、収支不足が生じるということで同等の料金の値上げにもつながるということで、今回は国の施策に従うというか、国の施策として行われるということで法令順守の考え方

から転嫁を考えたわけです。

それと他市の状況ですが、東三市全て条例改正をしまして5市とも水道料金については3%アップをしているところであります。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第179号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第179号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第180号議案 新城市簡易水道事業給水条例の一部改正から第184号議案 新城市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第180号議案 新城市簡易水道事業給水条例の一部改正から第184号議案 新城市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を一括して採決を行います。

す。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第180号議案から第184号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第202号議案 新城市つくで手作り村の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今回、公募によらない形での議会の議決ということになっているんですが、公募によらない指定管理者の基準というものを改めて確認させていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 鈴木作手地域整備課参事。

○鈴木重幸作手地域整備課参事 新城市の条例によりますと、その中の第5条の中に公募に適さないということで、認められるときについては任意で指定できるということで、させていただきます。

その有限会社つくで手作り村につきましては、経営母体は作手地域の住民であり、つくで手作り村施設を管理運営するために当初から立ち上げ、新城市も出資している会社であることと、地域への貢献、地域の雇用の促進等を考慮し、つくで手作り村全般の施設について有限会社つくで手作り村を継続して指定管理者にすることで考えております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 住民の皆さんが母体となって頑張っておられるということは理解できますが、新城市は指定管理者として予算も組んでいくという点では、悪く言ったら、また指定管理者として指定してもらえるかなという安易な方向にならないように指導、監督と言いますか、そういう点での対応のほうはどのようにされておられるのでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木作手地域整備課参事。

○鈴木重幸作手地域整備課参事 つくで手作り村については今回、指定管理に基づきまして来年度以降、つくで手作り村運営協議会というものを立ち上げる予定でおります。

それにつきましてはメンバー構成としまして、当然、有限会社つくで手作り村と市農業課、愛知県新城設楽農林水産事務所農政課同じく農業改良普及課、新城駐在室、JA愛知東作手営農センターまた農林業公社しんしろ、新城市観光協会、それと私たち作手総合支所の地域整備課等のメンバーで、そういう検討委員会を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第202号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第202号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第204号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 予定価格に対して、実際の入札金額、これはどの程度の比率になっているのでしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 94.9%であります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 入札で90%を超えると大丈夫かなというような声も出るというようにも思うんですね。地元業者を優先するという点では否定するものではないんですが、予定金額というものが公表されているという状況の中で、この金額はどうかというようにも思うんですね。

今後において、こういう入札の在り方というものも検討していく必要もあるのではないかと思うんですね。

その点について何か今後の方向、検討しておられることがあればお聞きしたいと思います。

○滝川健司委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 今回の入札については94.9%ということで、従来の入札、昨年度の一般競争入札の平均でも変わらないような入札結果でございました。平均でも90%以上というのが実際でございます。

今後の入札については、随時いろいろな入札方法も検討しておりますが、一般競争入札で今のところ、そういう事前公表という形を取っているということに対しては、今後も各市町、近隣市町から愛知県下の市町の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今回の予定価格等の財源の内訳ですね。お伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回の契約金額4億6,008万円につきまして、その財源内訳といたしましては、2分の1が社会資本総合交付金であります。残りの2分の1につきましては、公営住宅建設事業債を充てることといたしております。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第204号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第204号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

次に、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

本委員会は、お手元に配付いたしました申出書に記載の事件について、閉会中もなお継続審査または調査を要するものとし、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査を議長に申し出たいと思います。

なお、審査期限については、審査終了までとしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続審査を議長に申し出ることと決定いたしました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって、経済建設委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時40分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

経済建設委員会委員長 滝川健司